

受給申請手続き

◆提出書類◆

全員提出

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ②債権者登録申請書（別添様式）
- ③振込口座の通帳の写し（銀行名・支店名・ふりがな・口座番号がわかるもの）

該当者のみ

- (15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄又は姉がいる場合)
- ⑤健康保険証の写し
(生活保護を受給している場合)
- ⑥生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)

※その他、家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。

留意事項

- (1) 給付の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（通信制高等学校に通う生徒は4回）を上限とします。
- (2) 給付金は、年度当初に必要な経費等を支援することを目的としているため、毎年7月1日現在の状況で確認を行い、受給審査で可否を確認します。尚、その後、給付を受けたものの世帯状況等の変化、生徒の休学、退学などの場合にも返還等は求めません。
- (3) 15歳以上23歳未満の扶養されている兄又は姉の状況については、健康保険証により確認を行うが、公的な証明書で確認が不可能な場合は、申請者からの扶養誓約書（様式6）を提出して下さい。

（お問合せ）

☎904-1115 沖縄県うるま市石川伊波861

TEL:098-964-2006 FAX:098-965-4092

沖縄県立石川高等学校 給付金担当